育てよう憲法くらしの中に

私たちは日本国の主人公

五月三日は「憲法記念日」です。日本国憲法が施行されたのが昭和二十二年五月三日ですから、今年で満三十一年になります。

今の憲法は、天皇主権の明治憲法（大日本帝国憲法）とはちがって、国民主権の憲法です。

でも、せっかくの憲法を床の間に飾っているだけではなんにもなりません。わたしたちの暮らしの中に育てていくようにするには…、まず憲法をよく知ることです。

日本国の主人公は、わたしたち国民一人ひとりです。憲法の正しく行われる国にする責任が主人であるわたしたち一人ひとりにあるわけです。この機会に、国の基本法といわれる憲法を読みなおし、憲法に対する理解を深めあってみようではありませんか。

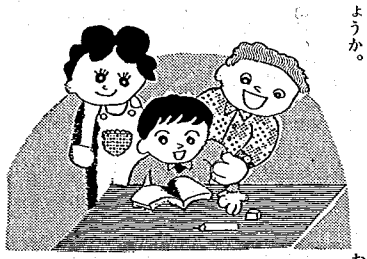

憲法は日本の基本法

飛び石連休で、山田さんの家では久しぶりに、一家団らんの楽しいひとときをすごしています。

おや、太郎くんが何か熱心にお父さんに質問していますよ。ちょっとのぞいてみましょうか。

太郎　五月三日は憲法記念日だけど、憲法ができてから何年目になるの？

お父さん　施行されたのが昭和二十二年だから、今年で三十一年目になるね。

太郎　ところで、どうして憲法は、そんなに大事にされるのかなあ。

お父さん　それは憲法が「法律の法律」だからなんだよ。

太郎　それはどういうこと？

お父さん　うん、つまり、憲法はすべての法律の最高法規なんだ。だから、これに反する法律は効力がないんだよ。

お母さん　むずかしくいうと、憲法は、国が国民に対して一方的なことをしないように国に一定の義務を課して、国民の権利を守る働きもあるんじゃないの。

お父さん　その通りだね。私たちの暮らしも、憲法によって守られているといってもいいくらいなんだ。

太郎　ぼくは今、小学校へ行っているけど、塾とちがって授業料はかからないけど、どうしてなの？

お父さん　それは二六条できめられていて「義務教育は、これを無償とする」とあるからだよ。

お母さん　ところで今、不況で失業なんて問題が多いけど、憲法には何か書いてないの？

お父さん　二七条に「すべて国民は、勤労の権利を有し義務を負ふ」とあるんだよ。

お母さん　それだけではわからないですよ。

太郎　働くのは義務なの？それじゃ奴隷みたいだよ。

お父さん　そうじゃないんだ。「勤労の権利を有す」とは、たとえば、国は働きたい人にはたとえば、国は働きたい人には仕事を与えなければならず、それができないときには、失業保険や失業対策を講じる義務があるということなんだ。また「勤労の義務を負ふ」というのは、働けるのに働こうとしない人もいるわけだから、そういう人には生活保護などの援助は必要ないということなんだよ。

お母さん　わかったわ。それじゃ、国は失業している人たちに仕事を与えられるように、努力をしなければならないわけね。……

まだまだ会話は続きます。憲法をかた苦しく考えないで、みなさんのご家庭でもお子さんをまじえて、こんな話し合いをしてはいかがでしょうか。

日本国憲法（抜すい）

第一一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第一二条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。（以下略）

第一三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（以下略）

第二五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。（以下略）

第九八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。（以下略）

お買物、ご用命は市内で

カメラ8ミリは3回〜20回払い
気軽なカメラクレジットをご利用下さい
(株)コダカメラ店
新津市本町二丁目　☎(2)0583

御誕生祝から……御仏事まで
いけばな材料・盛籠・花束
新町1丁目大橋ギワ
小林生花店
TEL 2−1080・2−5707
（各流派いけばな教室案内所）

5月3日は憲法記念日、あなたはこの日に何を考えますか。

基本的人権の尊重

生きるために必要な自由と平等

日本国憲法の一つの大きな柱として「基本的人権の尊重」があります。それを定めたのが第三章で、第一〇条から第四〇条までの三十条という多くの条文（全体のほぼ三分の一）をついやしています。明治憲法にも「臣民権利義務」として若干の人権保障をしてありましたが、わずか十五条にすぎませんし、その内容も根本的に違うものでした。

「基本的人権」とは、いったいどういうことでしょうか。

人間は草木と違って、人間らしく生きていかなければなりません。そのためには、かかせないことが二つあります。それは、「自由」と「平等」です。

人間がこの世に生きていくからには、自分の好きな所に住み、自分の好きな教えにしたがっていけることなどが必要です。これらのことが人間の自由であって、この自由は、けっして奪われてはなりません。

また、私たちは、人間である以上みな同じです。人間の上にもっとえらい人間があるはずがなく、人間の下に、もっといやしい人間があるわけはありません。みんな同じ人間であるならば、この世に生きていくのに、差別を受ける理由はないのです。差別のないことを、「平等」といいます。

このような、自由と平等とは、人間らしく生きるために必要なものです。これを侵されないということは、全ての人間に与えられた権利ですから、このような権利を「自由権」とよびます。そして、このような権利が絶対に侵されないようにすることを、基本的人権を保障するといいます。私たちの憲法は、このことを力強く宣言しています（第一一条、第九七条など）。

しかしながら、このようなあたりまえのことが、あたりまえになるためには、長い間にわたる多くの人びとの努力と犠牲がありました。支配者は、支配される人びとが自由であることを好まないのが普通でしたから、基本的人権の保障を確立するためには、おびただしい人たちの血が流されました。ヨーロッパやアメリカにおける中世以降の歴史がこのことを明らかにしています。

そしてこの基本的人権は、ややもすると侵されがちになるものですから、特に憲法でも「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と定めてあるのです。

知事選終わる

投票率・大幅にダウン

任期満了に伴う知事選挙が、去る四月二十三日、市内三十四投票区で、一斉に投票が行われました。

この日は有権者の投票所への出足もにぶく、前回市長選に比べて投票率は大幅にダウン、伸び悩みがめだちました。

選挙当日の有権者数では――

男　二〇、二〇八人
女　二二、四一三人
計　四二、六二一人

投票者数は――

男　一一、一五七人
女　一一、〇九四人
計　二二、二五一人

――で、投票率は前回の知事選挙（昭和四十九年四月二十一日）の七一・六六％をはるかに下回って五二・二一％になりました。

なお、当市での即日開票は、次のとおりの得票結果となりました。

君　健男　一二、七二九票
稲村稔夫　九、二三九票

お買物、ご用命は市内で

内科・小児科・レントゲン科
大坂医院
新町1丁目6-12　TEL (4)5122

やさしさをおくりたい…
5月14日《母の日》
只今 予約受付中
市内はもとより県外にもお届け致します。
(株)川名花店　☎3−1187(代)
カーネーション　イイハナ
本町3丁目